

政策研究大学院大学における公益通報者の保護等に関する規則

平成 24 年 7 月 25 日
24 規則 第 13 号

改正 平成25年4月1日25規則第9号
平成26年9月1日26規則第14号
平成30年3月26日30規則第1号
平成30年12月14日30規則第4号
令和4年4月1日令04規則第6号
令和6年7月1日令06規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく政策研究大学院大学（以下「本学」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「公益通報」とは、本学の職員（派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本学又は本学の業務に従事する場合における役員、職員その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、次の各号のいずれかに通報することをいう。

(1) 本学

(2) 当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関（法第2条第4項に規定する行政機関をいう。）

(3) 当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、本学の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）

2 この規則において「通報者」とは、公益通報をした職員をいう。

3 この規則において「被通報者」とは、公益通報により通報された者をいう。

4 この規則において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

(1) 法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

(2) 法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

5 この規則において「部局」とは、政策研究科、政策研究センター、グローバルリーダー育成センター、図書館、保健管理センター、政策研究院及び大学運営局をいう。

(総括責任者)

第3条 本学に、総括責任者を置き、学長が、あらかじめ指名する理事又は副学長をもって充てる。ただし、総括責任者が通報対象事実に関与している場合は、学長がその職務を代行するものとする。

2 総括責任者は、本学における公益通報の処理に関する業務を総括する。

(通報等窓口)

第4条 本学に、公益通報及び公益通報に係る相談（以下「相談」という。）に対応するため、学内及び学外に次に定める通報等窓口を設置する。

- (1) 学内 組織マネジメント課長
- (2) 学外 学長が指定する法律事務所

(公益通報及び相談の方法等)

第5条 公益通報及び相談は、面談、電話又は書面（電子メール、ファクシミリを含む。）により行うものとする。

- 2 公益通報及び相談を行う者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めるものとする。
- 3 通報等窓口は、書面等、通報者が公益通報の到達を確認できない方法により通報がなされた場合は、当該通報者に対し、通報を受領した旨を通知するよう努めるものとする。
- 4 通報等窓口は、公益通報及び相談を受けたときは、直ちに学長及び総括責任者へ報告しなければならない。ただし、通報等窓口は、学長が関与する公益通報及び相談を受けた場合は、総括責任者及び学長選考・監察会議議長に報告するものとする。
- 5 通報等窓口以外の職員が公益通報及び相談を受けたときは、直ちに通報等窓口に連絡し、又は通報者に対し通報等窓口に通報又は相談するよう助言しなければならない。

(通報に対する措置の検討)

第6条 総括責任者は、前条第4項の報告（ただし、公益通報である場合に限る。）を受けたときは、当該公益通報に関する事実関係の調査の必要性について、公正、公平かつ誠実に検討するものとする。

- 2 総括責任者は、前項の検討結果について学長に報告するとともに、公益通報を受けた日から起算して20日以内に通報者に通知しなければならない。この場合において、事実関係の調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

(調査)

第7条 総括責任者は、調査を行うことを決定したときは、調査する内容に関連の深い業務を担当する理事又は副学長及び部局の長（政策研究院においては院長又は政策研究院業務責任者）並びに関係職員からなる調査委員会を設置するものとする。

- 2 総括責任者は、調査する内容により必要がある場合は、学外者を調査委員会に加えることができる。
- 3 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、当該通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

(協力義務)

第8条 調査委員会から協力を求められた部局又は職員は、円滑に調査が実施できるよう、協力しなければならない。

(調査結果の通知)

第9条 総括責任者は、調査の結果を学長に報告するとともに、通報者に速やかに通知するよう努めるものとする。

(是正措置等)

第10条 学長は、調査の結果、通報対象事実が明らかとなったときは、是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を速やかに講じるものとする。

- 2 学長は、前条の調査の結果、通報対象事実における行為が懲戒事由に該当すると思料するときは、政策研究大学院大学教職員懲戒手続規程（平成30年30規程第10号）第4条に基づき、教員については研究教育評議会に、職員については懲戒審査委員会に、懲戒事由の事実の認定及び懲戒処分の量定の審査を行わせる。
- 3 総括責任者は、是正措置等の結果を、通報者に速やかに通知するよう努めるものとする。

(通報対象事実関係者の除外)

第 11 条 公益通報の処理に従事する者は、自らが関係する事案の処理に関与することができない。

(通報者等の保護)

第 12 条 通報者及び調査に協力した者は、そのことを理由として、解雇（派遣契約その他契約に基づき業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）、降格、減給その他不利益な取扱い（以下「不利益な取扱い」という。）を受けない。

2 学長は、通報者及び調査に協力した者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

3 学長は、通報者及び調査に協力した者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、政策研究大学院大学教員就業規則（平成 16 年 16 規則第 1 号）及び政策研究大学院大学職員就業規則（平成 16 年 16 規則第 2 号）その他本学が定めた規則等（以下「就業規則等」という。）に基づき懲戒処分等を行うことができる。

(被通報者等への配慮)

第 13 条 総括責任者は、第 9 条及び第 10 条第 2 項の規定による通知をするときは、被通報者及び調査に協力した者の信用、名誉及びプライバシーを侵害することのないよう配慮に努めるものとする。

(不正目的の通報)

第 14 条 職員は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とする公益通報を行ってはならない。

2 学長は、前項の公益通報を行った者に対し、就業規則等に基づき懲戒処分等を課すことができる。

(秘密保持)

第 15 条 公益通報の処理に従事した者は、公益通報及び相談の内容並びに調査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

(通報処理体制等の周知)

第 16 条 総括責任者は、通報等の方法、通報窓口の所在場所その他通報等に必要な事項を、本学の役員及び職員等に周知しなければならない。

(他の学内規則等との関係)

第 17 条 この規則の定めに関わらず、通報事実に関し、適用を受けるべき他の学内規則等が定められている場合は、当該規則等の定めるところにより必要な措置を講じるものとする。

(準用)

第 18 条 職員以外の者からの公益通報及び相談については、この規則に準じて取り扱うものとする。

(事務)

第 19 条 公益通報の処理に関する事務は、関係部局の協力を得て、組織マネジメント課において処理する。

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、公益通報者の保護等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日 25 規則第 9 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 1 日 26 規則第 14 号）

この規則は、平成 26 年 9 月 1 日から施行し、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日 30 規則第 1 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 14 日 30 規則第 4 号）
この規則は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日令 04 規則第 6 号）
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 1 日令 06 規則第 24 号）
この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。